

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和元年8月9日（金曜日）
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議
午前10時33分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

- ① 市民センターにおける事故について (市民生活課)
② 新斎場の火葬炉の選定等について (衛生管理課)

2 出席委員（7名）

委員長	小 泉 康 二 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	滑 川 友 理 君	委員	田 中 真 己 君
委員	高 倉 富 士 男 君	委員	須 田 浩 和 君
委員	福 島 辰 三 君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田 尻 充 君		
市長公室長	武 田 秀 君	国体推進局長	小 嶋 いつみ 君
国体推進局 参事兼 国体競技課長	大 久 保 克 哉 君	秘書課長	川 上 悟 君
政策企画課長	長 谷 川 昌 人 君	交通政策課長	須 藤 文 彦 君
情報政策課長	北 條 佳 孝 君	みとの魅力 発信課長	沼 田 誠 君
国体総務課長	村 沢 晶 弘 君		
総務部長	荒 井 宰 君	総務部参事兼 人事課長	天 野 純 一 君
総務法制課長	上 垣 外 泰 之 君	行政改革課長	熊 田 泰 瑞 君
中核市移行 推進課長	宮 川 孝 光 君	財産活用課長	谷 津 茂 男 君
財務部長	園 部 孝 雄 君	税務事務所長	小 川 喜 実 君

財政課長	梅澤正樹君	契約検査課長	青山和夫君
市民税課長	安里裕行君	資産税課長	関根豊君
収税課長	佐々木信也君		
市民協働部長	鈴木吉昭君	市民協働部長 副部長	横須賀好洋君
市民協働部 技監	大和直文君	市民協働部 技監兼 体育施設整備 課長	太田達彦君
市民生活課長	小川邦明君	防災・危機 管理課長	小林良導君
文化交流課長	三宅陽子君	新市民会館 整備課長	篠原芳之君
男女平等 参画課長	石塚美也君	市民課長	高安正紀君
生活環境部長	川上幸一君	生活環境部 副部長	佐藤則行君
生活環境部 参事兼 ごみ対策課長	篠原勤君	生活環境部 参事兼 清掃事務所長	齋藤利光君
環境課長	林栄一君	衛生管理課長	渡邊徳子君
廃棄物対策 準備課長	亀井俊道君	新ごみ処理 施設整備課長	宮田正一君
会計管理者兼 会計課長	小田木義弘君		
選挙管理委員会 事務局長	石田顕男君		
監査委員 事務局長	綿引信明君	監査委員 事務局次長	和田隆君
議会事務局 次長兼 総務課長	関谷勇君		

6 事務局職員出席者

議事課長補佐	永井直人君	書記	島田祐輔君
--------	-------	----	-------

午前10時 0分 開議

○小泉委員長 御苦労さまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

議事に先立って柏スポーツ課長が公務出張のため欠席との連絡がありましたので御報告いたします。

それではこれより議事に入ります。

報告事項の説明を行います。

初めに、(1)の市民センターにおける事故について、執行部から説明願います。

小川市民生活課長。

○小川市民生活課長 市民センターにおける事故について、市民協働部市民生活課提出資料により御報告させていただきます。

1の事故の発生日時、場所につきましては、6月27日木曜日午前11時30分ごろ、水戸市三の丸一丁目6の60、水戸市三の丸市民センターの3階会議室で発生いたしました。

2の事故の当事者につきましては、_____でございます。

3の事故発生原因及びその状況についてですが、三の丸市民センターの自主サークル活動の講師として参加していた_____が椅子に着席したところ、座面が外れ、腰から落ちて背もたれに首及び肩を強打し負傷したものでございます。

4の傷害の程度等につきましては、首及び肩の打撲と診断されております。現在は回復しており、今後の通院の予定はないとかがっております。

5の事故現場見取図ですが、平面図のように出入り口から一番奥の網かけ部分の講師が座る席で発生しており、椅子の状況図は着席により座面が外れたイメージを図示したものでございます。

6の事故後の対応につきましては、全市民センターに直ちに椅子の緊急点検を指示しております。

今後とも日常点検を強化し安全対策を実施して、市民の方々が安全で快適に利用できるよう適切な管理に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 それでは、内容について御質問等がございましたら発言願います。

須田委員。

○須田委員 はい、すみません。

市民センターにおける事故なんで、それで結構だと思うんですが、市民センターの椅子というのは、実はよく使われているんです。よく使われているからみんなが管理しやすい。それから自治会による自主運営的な要素も持っているんで、自治会の人たちも見ているはずなんで、ぜひ、そういう自治会の人とかで使っている人たちがいた場合にその時点で、これ壊れているよというような話をするのが当たり前なのかなと。そういうようなシステムがあってもいいのかな、そういうふうなやり方があるかなと思うんですが、その一方で学校施設——これ総務じゃないですが——学校施設の椅子は、使う機会が極めて少ない。卒業式とか何々鑑賞会とか、それに対しては実は、たくさんあり過ぎるがゆえに、ちょっとぐらいは壊れていても、それを廃棄しないで脇のほうに置いておいて使っているようなレベルのものもあるんで、ぜひ、市民センター

よりも実は学校等の施設のほうが、中に入り込むような体の大きさの子ども達が使うようなものですから、そういう部分にも全庁的に、一応確認だけしてと。というのは、実際に2件ぐらい、私たちその事故を最近見ていまして、別に訴えるほどのことではないんだけど、手を挟んでちょっと血豆ができちゃって大変だったとかそういうのがあって。でもそのまま、また片づけているみたいだったんで、そういうのも含めてちょっと確認をしていただいたらいいんじゃないですかということ、1点だけ質問なんですけど、この人この負傷によって、補償はされるんですか、幾らか病院の費用等。

○小泉委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 人身的な損害が出ましたところでございますので、通院費等の補償を検討してございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 4なんだけれども、傷害の程度等で打撲と診断された。それで終わりですか、その後は何もないの。その人の診断状況はどうだったの。それで今、あなた何もないと言って、今度は傷害で払うと言う。この4の傷害の程度等に診断された日を書いていないんだもの、その後どうなっているの、これ。診断されて全治3日間だとか1週間とかそういう結果があるだろ。結果と同時に、当事者と水戸市が対応して当事者がどう納得したの。どう説明したの。今後どうなっていくの。一つも報告に書いていないんじゃないですか、これ。

○小泉委員長 小川市民生活課長。

○小川市民生活課長 説明不足で大変申しわけございませんでした。

事故の発生後、当事者の方は病院に行かれまして、当事者とお会いいたしまして症状等、また病院の結果等の聞き取りを行いました。その後8月に入りまして、もう一度面会したんですが、もう首や肩の打撲の症状があらわれないので病院に行く予定はないとうかがってございますので、今後は示談の手続を進めてまいりたいと考えております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だって、4の傷害を診断された。その後は何もない。何もなくて何の示談なんですか。結果的に何か、傷害事故が起きたから示談的な話になるんじゃないの。一つもこれではわからないんだよ、だめだよ。現実、本当のことを言わなきゃ。あなたが今説明しているのは、診断された、その後行った。診断されたときどういう診断が出たんですか。最終的にどういう診断結果が出たんですか。だって、示談にする何するというのは、これだけの報告をするんだから、あなた診断書はもらっているだろう。診断書はどう書いてあるの。

○小泉委員長 何か、全治等々、そういったものがあれば教えていただければと思います。

小川市民生活課長。

○小川市民生活課長 診断書のほうは手元にはございませんが、医者からの報告ということで首及び肩の打撲ということを受けてございまして、今後はその診察にかかった医療費、また薬等、そちらについての補償をしてまいりたいと考えております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 本当のこと言ってくれよ。医者が何て言っているの。医者から報告があるの。常識的に我々ないよな。医者の報告というのは、診断書をもって診断結果とするのよ。あなた報告がありましたって、どういうふうに、口頭であったの。

○小泉委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 私のほうは医者とは直接お会いしてはございません。申しわけございません。当事者からの報告でございまして、医者の報告を経由して_____からうかがったところでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 誰にもわからない、医者のほうを経由してくるんだ。医者から誰に経由したの。診断結果は何を見て、あなたは我々に報告しているの。我々は何も追及してるんじゃない。本当のことを言ってくれよ。診断結果は何を見て報告しているんだよ。我々は診断書を見て報告するんだよ。そしたらあなたは医者から報告あったと言った。じゃあその次の質問に対しては、医者を経由して報告があったと言った。本当のことを言ってみろよ。

○小泉委員長 小川課長。

○小川市民生活課長 言葉の表現が足らず、大変申しわけございません。

診断の状況につきましては、診断書という書類はいただいております。診断の症状について医者から_____が受けたものを市民生活課のほうで_____からうかがいました。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だから、本当のところはわからないんだよ。それで、何で示談をしなきゃならないという経緯になるんだろう。示談をしなきゃならないというのは、傷害事故が起きてるわけでしょう。だから報告したんでしょう。そうしたら、その傷害事故の判断というのは何をもって判断するの。我々に報告するというのは何をもって報告するの。あなたは今、いつも話が違う。医者を経由して_____, 要するに、事故に遭った当事者、その人から報告でという話なの。当事者とあなたで話し合いして示談が成立するんだ。それならそれが一番いいんだけど、ただ第三者的に判断するのは、あなたが、_____が医者からこう言われたからこうですよということだけが必要だったら示談なんか要らないだろうよ。話し合いで済むんだから。示談をするということは示談書というものをもって和解が成立するわけだよ。それには、結果に対する原因の証明というのがあるから、それに基づいて傷害事故を2日とか3日とか1週間とか、それに与える損害を払うということが、これは、市有物件災害共済会の判断を、最終的には向こうからお金をもらうわけになるんだけど、しかしあなたが言っているのでは示談にならないでしょうよ。委員長、きちんと、執行部もだめだよ。報告書出すのにこんなでたらめな報告では。一番大切なのは4の程度なんだよ。これによって示談の内容が変わってくるんだよ。それが一つも明確に報告されていないんだよ。これをもう一回明確に出してくれなきゃどうにもならないよ。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 これ、いわゆるそういう事故があったって報告だけで、この後に市有物件災害共済会のほうに回っていくという、その手前の報告だよ、多分。そうすると、ちょっと一つ問題が。まるで傷害がこれで認定されたみたいな感じだけれども、それで今回は担当課が変わるわけでしょう、市有共済を使うときは。ど

こが使うんでしたっけ共済は。どっか担当課がやるでしょうよ。そここのところをやる手前でこういう事故がありましたという報告なんだよね。それにしても4で打撲があったというのをお医者さんから聞いたわけじゃなくて本人の口から、私病院行ってきて打撲でしたよと聞いたのを議会の委員会の資料に載付けたことが、ここんこで示談が始まっているのかなというような、あなたが示談してるのかなとか。何かそうすると、今のところ、この4の傷害の程度等というのは、ただ打撲と診断されたと聞いていますということだよ、今のところ、医者から聞いたわけじゃなくて。この後医者から聞いたり、示談をしていくというのはあなたの仕事じゃなくて、今度は別の部署に移っていくという報告をわざわざ丁寧にしたんだよね。報告を丁寧にしてもちょっと書き方が悪いと理解しづらくてこういうことになるんで、ぜひ、そこら辺の曖昧な部分、議員はだろろうで質問することありますよ、当然市民の代表なんで。市民って、そうでしょうかね、多分そうだと思うんですけどねと。そちらの場合は、答弁としては、どうしても、だろろうというのは許されないわけであって、そこは大変苦しいんだろろうけれども、そういう意味では、そういう報告だということだけ、私は理解できればいいんですが、その後は共済を使ったときとか、使っていくときにはその後の話でしょうから、そうすると今度、例の交通事故の報告とか、あそここのところに正式に出てくるわけでしょう。でも今は全然そこまでいっていない。ただ事故がありました、危なかった、点検しましたって話なのよ。それだったら私は理解をしますけど、ちょっと書き方がわからなかったかなと。だろろうというものを入れちゃったことがまづかったかなと思うんで、そこら辺は注意してぜひやってください。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 議会に報告するというのは、当総務環境委員会に出された書類は公文書だからね。公文書の中身がずさんではダメなの。公文書というのは、我々が市民を代表して見ているわけです。あなた方が市民に報告していることなんで、委員会に報告するっていうのは。そうしたら、傷害の程度と、この程度によって市民に不安、不審を与えることになる。これから市民センターで会議があるのに椅子が壊れてけがするよと、おっかなくて行けないよという事態まで発生するのよ。だから、これはたまたま、こういうことが起きましたと、でも、けがの程度はこの程度ですよと言わなきゃ何の報告にもならないだろろう、これ。傷害事故が起きました、診断された。じゃあ、どう診断されたという結果が大切なんだよ、私は。それが、あなたに聞いたら、診断書がなくて医者を経由して聞いた。それは誰から聞いたのか。けがをした人に聞いたんだ。それでは、これから大変な騒ぎが起きることもあり得るんだよ。例えば、委員会に報告するということは、医者の診断書をもって、これは絶対間違いはないですよという報告でなければならない。今あなたが言っているのは、全然、ここに結果というものが出なきゃいけない。診断の結果は何なんだと聞いたら、医者から聞きましたと。その次は医者から経由してと。その次は誰なのかと言ったら、当事者から聞きましたと。そして、何もないと示談なんていうのは、それで和解が話し合いで成立して終わっちゃう。これが、市有物件共済までとなると、これは損害金を払うことになるから、ただのけがとかそういうことではないんだよ。公に、議会に上げて、そして払うということは、これは誰が見ても公平、公正でなければならないと同時に、その補償も、誰もが理解できる補償でなければならない。その報告をするのには、診断された結果というのが明確に報告されなければ、それが正しいか正しくないか、我々委員会も報告された以上は判断しなきゃならないんだから、そういう適切なものでなければならない。だからこれ、文書も何も、これ全部、結果、

きちんと次回出してくれよ。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 市民センターの事故ということで、市民センターは日常的に年間数千人から数万人に使われているわけですから、非常に、そういった意味では、事故に対する対応を明確にしっかり行っていただきたいと思うんですが、まず先ほどちょっと須田委員からもあったんですが、日常的に備品の点検とか更新、特に老朽化したもの、椅子だけじゃなくてテーブルだとかも結構ストッパーがきかなかつたりとか、いろんなのがあると思うんです。やはり、来た方が使っている備品についての、そういったものをきちんと、職員のほうで日常的に点検、あるいは古くなったから更新するんだと、そういうふうにやっているのかということ、をまず1つ聞きたいと思います。

それと、2点目に今回午前中の事故ということで、ちょうど昼間だったのでセンターの職員がいらっしゃったと思うんです。ただ、例えばセンターですと、夜間ですとか休日、祭日に使うこともありますよね。そういったときに、例えば職員がいない場合もある。こういったときに事故が起きた場合、どういった対応をしているのか。どこに連絡してどういう対応をするのか。この辺がきちんとできているのかどうか、ちょっと確認したいです。

○小泉委員長 小川市民生活課長。

○小川市民生活課長 先ほどの御質問、2点についてお答えいたします。

まず、日ごろからの日常点検の状況でございますけれども、使用につきまして目視などの確認をしたり、年に1回その備品を更新すべきかどうかの問い合わせを各市民センターに行ったりしております。

また、夜間の事故発生時の対応ですけれども、夜間利用者の方には緊急連絡先をお教えしてまいりまして、市民センターの所長につながるような体制を整えております。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 はい、わかりました。執行部のほうから、各市民センターへの更新の問い合わせはしているということですが、実際、現場でそれをきちんとやっていないと、更新するんですか、どうですかと言っても上がってこないケースがありますよね。やはりこれは、毎年きちんと更新あるいは点検をきちんとやると、マニュアルの中にきちんと入れて、必ずやったということを確認して、その上での更新を、その辺まできちんとチェックしていただきたいと思います。また、休日夜間についてもしっかりと責任者に連絡がとれるような体制と、使っている方にすぐここに連絡してくださいよというのがわかるような、そういう体制をつくっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○小泉委員長 そのほかありませんか。

それでは、私も含め、各委員さんの御意見をいただきましたので、書類に関しては今後の流れ等々、診断書も含めていろいろ踏まえた上で図っていただきたいと思います。また、当事者との和解に向けた状況も、次回報告をしていただきたいと思いますので、更新についても、図っていただきたいというふうに思いますので、また次回報告をしていただきたいと思いますが、各委員さん、次回報告ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、この件について終わります。

次に、(2)の新斎場の火葬炉の選定等について、執行部から説明願います。

渡邊衛生管理課長。

○渡邊衛生管理課長 新斎場の火葬炉の選定等について、生活環境部衛生管理課提出の資料により御説明いたします。

初めに、1の火葬炉の選定についてでございますが、火葬炉につきましてはメーカーごとに形状や大きさなど焼却炉の構造が異なることから、新斎場の基本設計等において火葬炉の仕様を反映させるため、火葬炉の整備予定者となる火葬炉メーカーを先行して選定することといたします。

まず、(1)選定方法でございますが、火葬炉は技術的な専門性が高い特殊な設備で、非常時でも安定した稼働継続が求められることから、設備の安全性、信頼性等の専門的な技術とともに、経済性について評価することが必要となるため、プロポーザル方式を採用いたします。

次に、(2)選定支援業務の委託についてでございますが、市が行う事務手続を円滑かつ的確に進める上で専門知識やノウハウを必要とすることから、コンサルタントに選定支援業務を委託することとします。

(3)選定評価委員会の設置等についてでございますが、プロポーザルを実施するに当たり、技術提案に対する評価を客観的かつ公平、公正に実施するために学識経験者で構成する選定評価委員会を設置し、その評価を踏まえ市が選定することとします。

(4)選定した火葬炉メーカーによる業務協力につきましては、プロポーザルにより選定した火葬炉メーカーは火葬炉の整備予定者となるため覚書を交換し、基本・実施設計業務等において業務協力を受けるものといたします。

次に、2の事業費積算にかかる設定条件についてでございますが、プロポーザルにおける実施要領を策定するに当たり、その中で設定する概算事業費の参考として、火葬炉メーカーに見積書の提出を依頼いたします。見積もりを依頼するに当たっての設定条件につきましては、(1)から(7)までの記載のとおりとなります。

まず、工期につきましては令和4年1月から令和6年3月までとします。

2ページをごらん願います。

火葬炉の基数につきましては基本計画で決定した4基といたします。

次に、火葬炉の燃料につきましては、灯油とLPガスについて比較検討した結果、LPガスが灯油と比べ価格変動が安定していること、硫黄酸化物の発生がないこと、二酸化炭素の発生が少ない等のメリットに加え、ランニングコスト等も安価なことからLPガスを採用します。

炉床方式につきましては、堀町の斎場でも使用し、近年の事例の大多数を占めている台車式を採用することといたします。

排気方式につきましては、火葬炉1基に対して集塵装置、排ガス冷却装置、強制排気等を1系列設置する1炉1排気系列と火葬炉2基に対してこれらの装置を1系列設置する2炉1排気系列がありますが、2炉1排気系列については集塵装置等の故障により2炉とも使用不可能となることから、業務継続性の確保及び火葬事由の的確な対応を図るため、1炉1排気系列強制排気方式を採用いたします。

排ガス冷却方式につきましては、メーカーごとに手法が違い、市で方式を固定してしまうと参加できないメーカーもあることから、競争性、公平性を担保するため提案事項としております。

環境保全対策につきましては、基本計画で設定した値を遵守することといたします。

3のスケジュールについてでございますが、令和元年度の事業より具体的にお示ししており、火葬炉選定、基本・実施設計のほか新斎場に係る都市計画決定手続を進めてまいります。

以上で資料の説明は終わりにさせていただきますが、本件につきましては常任委員会終了後に特別委員会へ、あわせて御報告してまいりますのでよろしくお願いたします。

○小泉委員長 それでは、内容について御質問等がございましたら発言願います。

田中委員。

○田中委員 新斎場の火葬炉選定に係るプロポーザル方式の選定方法の御報告でしたけれども、今日、参考資料で配られている基本計画の15ページに施設整備費が載っています。全体で約38億円ということで、設計・工事監理費が1億9,700万円、工事費が、建築工事と火葬炉等を含めまして約35億円、その他什器・備品費等が7,700万円となっています。今日の選定方法の理由、1のところ、設備の安全性、信頼性、それから経済性というふうになっていますが、経済性というのは、つまりその導入費用と維持費用というふうに捉えていいのかなと思うんですけども、この工事費約35億円の中で、火葬炉というのはどれくらい占める予定なのか市の見込みがあると思うんですけども、それをお聞かせいただきたいと思います。

それから、2と3、選定支援業務をコンサルタントに委託し、かつ選定評価委員会で評価をいただくということになっているんですけども、その違いがよくわからないのですが1つにはならないんですね。何か、コンサルタントと選定評価委員会の役割というのはどういうものなのかをお示しいただきたいと思います。

それからプロポーザル方式ってことですが、一般的な一般競争入札にしない何かメリットがあるのかというふうに思うんですけども、その点もあわせてお聞かせください。

○小泉委員長 渡邊衛生管理課長。

○渡邊衛生管理課長 基本計画の15ページでお示ししました工事費の35億円が、建築、火葬炉、外構になってくるかと思っておりますけれども、このうちの火葬炉本体の建築費用といたしましては、おおむねで言われているのは1炉につき四、五千万円と言われておりますので、4基ですと2億円程度ということになります。

選定支援業務委託と選定評価委員会の違いについてでございますけれども、選定支援業務委託につきましては、市の実施要綱等の書類作成に対しまして専門的、技術的なノウハウを有しておりませんので、専門知識、ノウハウを有しているコンサルタントの支援を受けるものであります。選定評価委員会につきましては、学識経験者で構成いたしまして、客観的な立場からプロポーザルにおける評価基準等を決定し、技術提案に対する評価を行っていただくものでございます。

プロポーザルにする理由についてでございますけれども、火葬炉の選定に当たりましては、やはり経済性だけではなくて設備の安全性、信頼性に関する専門的な技術について評価することが必要であるため、価格だけの競争ではなくプロポーザル方式の採用が適切と考えております。

○小泉委員長 そのほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 ないようですので、この件について終わります。

以上で報告事項を終わります。

次に、当委員会の行政視察についてであります。視察日程につきましては、議会等の日程の関係から令和元年11月12日火曜日から15日金曜日までの4日間のうち2泊3日で実施したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それではそれで決定させていただきます。

なお、視察都市及び視察事項等につきましては正副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それではそのように決定させていただきます。なお、視察都市等が決まり次第、報告をしてまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

以上をもちまして本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時33分 散会